



第5章 量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 趣旨

本章においては、国が示す基本指針※における「基本的記載事項」にあるとおり、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

本市では、地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に考慮し、市全域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な拡充と質を向上します。

ただし、放課後児童健全育成事業については小学校区での体制確保が重要であることから、小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

3 「量の見込み」と「確保方策」

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する提供量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

（事業毎の図表では、「量の見込み」を「見込み量」、「提供体制」を「提供量」と記載しております。）

（1）教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです（図表5－1）。

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれ、認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります（図表5－2）。

【図表5－1 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までのこどもに対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までのこどもに対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり、保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学前までのこどもに対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、こどもを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

【図表5－2 認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号認定	3歳から5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳から5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号認定	0歳から2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

量の見込みと確保方策を定める事業は、以下のとおりです（図表5－3）。

【図表5－3 地域子ども・子育て支援事業】

事業名		主な対象	事業の詳細
(1)	延長保育事業	保護者の就労などで保育が必要な未就学児	P70
(2)	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ・学童保育所)	保護者の就労などで保育が必要な小学生	P71
(3)	子育て短期支援事業	家庭における養育が一時的に困難となったこども	P72
(4)	一時預かり事業	幼稚園型	幼稚園に通園する園児
		幼稚園型以外	未就学児
(5)	病児・病後児保育事業	病気又は、病気の回復期で保育が必要なこども	P73
(6)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	生後6か月から小学6年生までのこども	P74
(7)	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	未就学児がいる家庭	P74
(8)	利用者支援事業	子育てに関する相談支援が必要な家庭	P75
(9)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月頃までの乳児がいる家庭	P76
(10)	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断等される家庭	P76
(11)	妊婦に対する健康診査	妊娠中の女性	P77
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	支給認定された家庭 (世帯の所得に応じた支援)	P77
(13)	子育て世帯訪問支援事業	妊産婦家庭及び子育て家庭	P78
(14)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等	P78
(15)	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭	P78
(16)	産後ケア事業	宿泊型	P79
		通所型	
		訪問型	

4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育ニーズ：1号認定

本市には、私立幼稚園（新制度未移行の幼稚園）が3園あります。
児童数の減少に伴い、1号認定は減少を続けていくと見込まれます。

【図表5-4 1号認定の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	1,116	1,073	1,044	1,015	997
他市町のこども ¹	140	140	140	140	140
② 提供量	1,116	1,073	1,044	1,015	997
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	566	523	494	465	447
他市町の施設 ²	550	550	550	550	550
差（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 市内の幼稚園が継続的かつ安定的に運営できるよう、引き続き幼稚園の運営費を補助します。
- 多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内にある幼稚園をはじめとした関係施設等と連携して提供体制の確保に努めます。

(2) 保育ニーズ：2号認定

本市には、公立保育所が6園、私立保育所が7園、地域型保育施設が8園あります。
児童数の減少に伴い、2号認定は減少していくと見込まれます。

【図表5-5 2号認定の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	973	921	891	857	844
② 提供量	1,164	1,134	1,104	1,104	1,104
差（②－①）	191	213	213	247	260

今後の方向性

- 市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。
- 建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。

1 他市町のこども：他市町から市内に通園するこどもの人数（内訳：名古屋市90人、日進市50人）

2 他市町の施設：市内から他市町に通園するこどもの人数（内訳：名古屋市320人、日進市150人、尾張旭市80人）

(3) 保育ニーズ：3号認定

本市には、公立保育所が6園、私立保育所が7園、地域型保育施設が8園あります。
児童数は減少していますが、3号認定は0～2歳児いずれも増加していくと見込まれます。

【図表5-6-1 3号認定（0歳児）の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	100	107	108	110	113
② 提供量	139	139	139	139	134
特定教育・保育施設	122	122	122	122	117
特定地域型保育事業	17	17	17	17	17
差（②－①）	39	32	31	29	21

【図表5-6-2 3号認定（1歳児）の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	239	233	250	256	263
② 提供量	258	258	258	258	263
特定教育・保育施設	215	215	215	215	220
特定地域型保育事業	43	43	43	43	43
差（②－①）	19	25	8	2	0

【図表5-6-3 3号認定（2歳児）の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	266	257	248	263	266
② 提供量	297	297	297	297	297
特定教育・保育施設	254	254	254	254	254
特定地域型保育事業	43	43	43	43	43
差（②－①）	31	40	49	34	31

今後の方向性

- 市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。
- 建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 延長保育事業

就労時間等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合に認可保育施設において、保育時間を延長してこどもを預かる事業です。

本市では、公立保育所2園、私立保育所7園、地域型保育施設3園で実施しています。

【図表5－7 時間外保育事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	257	242	233	227	222
② 提供量	257	242	233	227	222
差(②－①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内にある保育施設と連携して提供体制の確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館、専用施設等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【図表5-8-1 放課後児童健全育成事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	1,131	1,119	1,082	1,039	997
長久手小学校区	161	158	156	146	143
西小学校区	160	166	165	166	166
東小学校区	173	178	178	187	184
北小学校区	270	269	262	248	243
南小学校区	142	132	121	109	94
市が洞小学校区	225	216	200	183	167
② 提供量	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
長久手小学校区	174	174	174	174	174
西小学校区	150	150	150	150	150
東小学校区	180	180	180	180	180
北小学校区	230	230	230	230	230
南小学校区	191	191	191	191	191
市が洞小学校区	240	240	240	240	240
差（②－①）	34	46	83	126	168

今後の方向性

放課後の居場所に関する事業については、利用ニーズが増加傾向かつ多様化しているため、今後も拡充していくとともに、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていきます。

◆放課後児童対策パッケージに基づく数値計画について

【図表5-8-2 放課後児童対策パッケージに基づく数値計画】

単位：校

区分	現状値（令和6年度）	第3期計画（令和11年度）
放課後子ども教室	4	6
うち校内交流型	3	6

今後の方向性

これまでの放課後児童対策の取組をさらに進めるため、国において令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」が策定されたことに伴い、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていきます。

(3) 子育て短期支援事業

保護者の病気、その他の理由で、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に養育する事業です。

本市においては、市内の児童養護施設1か所、市外の児童養護施設1か所、市外の乳児院1か所で実施しています。

【図表5-9 子育て短期支援事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	55	55	55	55	55
② 提供量	55	55	55	55	55
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今期も児童養護施設及び乳児院で連携し、継続して実施していきます。

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園型の事業

幼稚園又は認定こども園で、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後に当該幼稚園等において一時的に預かる事業です。

本市では、市内の幼稚園3園で実施しています。

【図表5-10-1 一時預かり事業（幼稚園型）の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	173	160	151	142	137
② 提供量	173	160	151	142	137
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内外幼稚園と連携して提供体制の確保に努めます。

②幼稚園型以外の事業

保育園等で主として保育園等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に、保護者の就労や病気等でこどもを保育することができない場合に一時的に預かる事業です。

本市では、公立保育所4園、私立保育所3園で実施しています。

【図表5-10-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の見込み量と提供量】 単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	872	822	791	768	751
② 提供量	872	822	791	768	751
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も保育所と連携して提供体制の確保に努めます。

(5) 病児・病後児保育事業

児童が病気時や病気の回復期に、保育所等に通えない児童の保護者が保育をできない場合に、児童を一時的に預かる事業です。

本市では、市内及び市外（名古屋市）計2か所の医療機関に併設した施設で実施しています。

【図表5-11 病児・病後児保育事業の見込み量と提供量】 単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	602	567	545	530	518
② 提供量	602	567	545	530	518
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も各施設と連携して提供体制の確保に努めます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と援助を行いたい方（援助会員）、依頼と援助を両方行う方（両方会員）での相互援助活動を行う事業です。

【図表5-12 子育て援助活動支援事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	1,570	1,531	1,476	1,408	1,349
未就学児	527	505	489	476	470
低学年	735	725	695	645	596
高学年	308	301	292	287	283
② 提供量	1,570	1,531	1,476	1,408	1,349
未就学児	527	505	489	476	470
低学年	735	725	695	645	596
高学年	308	301	292	287	283
差（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

利用者ニーズの把握を行い、適切に対応できるよう今後も事業を継続します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家族に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、こどもの発達やこどもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行う事業です。

本市では、子育て支援センター1か所のほか、児童館6か所を類似施設として実施しています。

【図表5-13 地域子育て支援拠点事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
② 提供量	50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
子育て支援センター 利用回数	24,960	24,960	24,960	24,960	24,960
児童館 利用回数	25,692	22,745	20,960	19,635	18,653
差（②－①）	0	0	0	0	0
実施箇所数	子育て支援センター	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	児童館	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

今後の方向性

今後も児童館等の既存の公共施設等の資源を有効活用し、身近な地域で集まれる場で継続して展開します。

(8) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他の子育てサービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供等の支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【図表5-14 利用者支援事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量		2,890	3,089	3,109	3,260	3,273
	基本型 ³	240	360	360	480	480
	特定型 ⁴	490	500	510	522	533
	こども家庭センター型 ⁵	1,163	1,188	1,213	1,238	1,238
	妊婦等包括相談支援事業型 ⁶	997	1,041	1,026	1,020	1,022
② 提供量		2,890	3,089	3,109	3,260	3,273
	基本型	240	360	360	480	480
	特定型	490	500	510	522	533
	こども家庭センター型	1,163	1,188	1,213	1,238	1,238
	妊婦等包括相談支援事業型	997	1,041	1,026	1,020	1,022
差（②－①）		0	0	0	0	0
実施箇所数	基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	妊婦等包括相談支援事業型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

今後の方向性

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関の連絡調整等を継続して実施します。

- 「基本型」として、市内子育て支援団体に委託して実施し、子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供等を行う「地域子育て相談機関」を1か所設置します。
- 「特定型」として、保育事業を中心とした子育て支援分野の子育てコンシェルジュを配置します。
- 「こども家庭センター型」として、統括支援員、母子保健コーディネーター、子ども家庭支援員、保健師等を配置し、継続して対応していきます。
- 「妊婦等包括相談支援事業型」として、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで身近に相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

3 基本型：子育て支援員等を配置。こども及び保護者が子育てに関わる支援事業などを円滑に利用できるよう相談窓口及び地域連携を推進するための取組を実施。

4 特定型：子育てコンシェルジュを配置。地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援など実施。

5 こども家庭センター型：統括支援員を配置、母子保健機能としては母子保健コーディネーター、保健師等を配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施。児童福祉機能としては子ども家庭支援員、虐待対応専門員を配置し、子ども家庭支援全般に係る支援を実施。

6 妊婦等包括相談支援事業型：妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、助言をする事業です。

本市では、3～4か月児健診受診前の全乳児を対象とした、助産師または保健師による家庭訪問を実施しています。

【図表5-15 乳児家庭全戸訪問事業の見込み量と提供量】

単位：件

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	472	493	486	483	484
② 提供量	472	493	486	483	484
差（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も全乳児に対して継続して実施し、こどもの養育状態の確認と育児相談による子育て不安の軽減を図ります。

(10) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ等の問題により、子育てへの不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が訪問し、養育に関する指導助言等を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

本市では、様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が訪問し養育に関する指導助言等を行っています。

【図表5-16 養育支援訪問事業の見込み量と提供量】

単位：件

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	54	51	49	48	47
② 提供量	54	51	49	48	47
差（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も引き続き養育に関する支援が必要と判断した家庭すべてに対して実施します。

(11) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康状態を把握し、疾病の早期発見及び早期治療に努め、妊婦の健康の保持増進をめざす事業です。

本市では、妊婦に対し14回分の健康診査受診票を交付し、診査については、県内医療機関に委託し実施しています。なお、県外医療機関、助産所については、償還払いにて対応しています。

【図表5-17 妊婦に対する健康診査の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	472	493	486	483	484
② 提供量	472	493	486	483	484
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も親子母子健康手帳を交付したすべての妊婦に受診票を配布し、健康診査の受診を奨励します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況などに応じて、市が定める基準に基づき、保育所や地域型保育施設の利用に係る費用負担を軽減する事業です。また、子ども・子育て支援事業に未移行の幼稚園に係る副食費についても、市が定める基準に基づき費用を助成します。

本市では、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用又は食事の提供にかかる副食材料費の実費徴収額に対して補助金を支給しています。

【図表5-18 実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	170	160	154	150	147
② 提供量	170	160	154	150	147
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も児童の健やかな成長を支援するため、引き続き日用品等の補助を支給します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、様々な理由で養育支援が必要となっている又は、ヤングケアラーのいる家庭に対しての家事育児支援及び、妊娠中や産後に身内の支援が受けられず、心身の不調、育児不安がある家庭に対して産前・産後サポーターを派遣します。

本市では、養育支援が必要な家庭への家事育児支援を2事業所に、産前・産後サポーター派遣を4事業所に委託して実施しています。

【図表5-19 子育て世帯訪問支援事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	398	398	398	398	398
② 提供量	398	398	398	398	398
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援員が家事・育児等の支援を実施します。

(14) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

今後の方向性

本市においては、引き続きニーズの把握に努め、事業の実施体制について検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者を対象とし、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の研修や講座等を実施します。

【図表5-20 親子関係形成支援事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量					10
② 提供量					10
差(②-①)					0

今後の方向性

研修やグループワークを通して、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が情報交換できる場を提供し、親子の関係づくりをサポートします。

(16) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業で、出産後の母親の育児不安や負担を軽減するため、助産師が母子の心身のケアや育児サポート支援をします。

本市に住民票がある産後1年未満（宿泊型は、産後4か月未満）の母子を対象に、市が委託している病院で宿泊型、通所型、訪問型のケアを実施しています。

【図表5-21 産後ケア事業の見込み量と提供量】

単位：日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	62	86	107	128	145
宿泊型	46	58	66	76	81
通所型	11	21	31	40	50
訪問型	5	7	10	12	14
② 提供量	62	86	107	128	145
宿泊型	46	58	66	76	81
通所型	11	21	31	40	50
訪問型	5	7	10	12	14
差（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

利用者のニーズに対応できるよう、今後も委託事業者と連携して提供体制の確保に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付について

令和元年の子ども・子育て支援法の改正に伴う、教育・保育の無償化に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されています。

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです（図表5－22）。

【図表5－22 施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新1号認定	<u>満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、新2号認定のこども及び新3号認定のこども以外のもの</u>
新2号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>
新3号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園（子ども・子育て新制度未移行の園）、特別支援学校等
新2号認定	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園、特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、3歳児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動
新3号認定	支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

○子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮します。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

○預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

○その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討します。

○特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない、0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本事業は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

【図表5-23 乳児等通園支援事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量		186	184	186	184
0歳児		37	37	37	37
1歳児		79	82	81	80
2歳児		70	65	68	67
② 提供量		186	184	186	184
0歳児		37	37	37	37
1歳児		79	82	81	80
2歳児		70	65	68	67
差（②－①）		0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も各施設と連携して提供体制の確保に努めます。

7 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、市内に幼稚園が3か所、保育所が13か所整備されています。幼稚園では預かり保育を実施しており、保護者の就労形態に関わらず、夕方までこどもを預けることができる体制を構築し、保護者のニーズに応じて教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。

保育現場では、心と身体の発達を促す幼児教育を踏まえた運営を推進しています。

また、幼稚園・保育所職員合同での保育等に関する研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図ります。

さらに、小学校とも連携して学校見学等の交流を行うことで、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ります。